

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1回につき	円 240	円 440
		回数使用		
		5回につき		2,100
		11回につき		4,200
体育館	1回につき		60	110
トレーニングルーム	普通使用	1回1時間までごとに	160	340
		回数使用		
		5回につき		1,600
		11回につき		3,200
陸上競技場	1回につき		60	110
アーチェリー場	1時間までごとに		60	110

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		単 位	10時から	13時から	17時から	10時から	13時から	10時から
			12時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生		円 8,840	円 17,660	円 22,080	円 26,500	円 39,750	円 48,580
		1時間までごとに	5,140	5,140	6,430			
	一般		17,660	35,330	44,160	52,990	79,490	97,150
		1時間までごとに	10,290	10,290	12,880			
区分使用（ 1コース）	児童、生徒及び学生		1,490	2,990	3,700	4,480	6,690	8,170
		1時間までごとに	860	860	1,080			
	一般		2,990	5,970	7,390	8,950	13,360	16,340
		1時間までごとに	1,740	1,740	2,150			

備考1 10時前に使用する場合は、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに全面使用する場合における利用料金の額は、10時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに区分使用（1コース）する場合における利用料金の額は、10

時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

(2) プール以外の施設

区 分			単 位	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
体育館	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,610	2,100	2,660	3,700	4,750	6,350
		1時間までごとに	610	610	770				
		一般		3,200	4,200	5,310	7,390	9,500	12,690
	1時間までごとに		1,220	1,220	1,540				
	区分使用 (半面)	児童、生徒 及び学生		830	1,050	1,320	1,880	2,370	3,200
			1時間までごとに	300	300	380			
		一般		1,660	2,100	2,660	3,760	4,750	6,410
			1時間までごとに	610	610	770			
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒 及び学生		440	550	660	1,000	1,220	1,660
			1時間までごとに	150	150	190			
		一般		880	1,100	1,320	1,980	2,420	3,320
1時間までごとに			320	320	380				
第1卓球 室	全面使用	児童、生徒 及び学生		1,490	1,980	2,490	3,480	4,480	5,970
			一般	2,990	3,980	4,970	6,960	8,950	11,930
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1台ごとに160円					
			一般		1時間までごとに1台ごとに340円				
第2卓球 室	児童、生徒及び学生			1時間までごとに290円					
	一般			1時間までごとに550円					
陸上競技 場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円	
			1,220	1,610	1,610	2,810	3,200	4,430	
		1時間までごとに	460	460	460				
		一般		2,420	3,200	3,200	5,640	6,410	8,840
1時間までごとに	930		930	930					
テニスコ ート	全面使用	児童、生徒 及び学生		5,960	7,960	7,960	13,920	15,910	21,870
			一般	11,930	15,910	15,910	27,820	31,800	43,720
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1面ごとに500円					
			一般		1時間までごとに1面ごとに1,000円				
ゲートボ ール場	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,320	1,780	1,780	3,100	3,540	4,870
	一般	2,660	3,540	3,540	6,190	7,080	9,730		
区分使用	児童、生徒		1時間までごとに1面ごとに240円						

	及び学生							
	一般	1時間までごとに1面ごとに440円						
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
		660	880	880	1,540	1,780	2,420	
	1時間までごとに	250	250	250				
	一般		1,320	1,780	1,780	3,100	3,540	4,870
1時間までごとに		510	510	510				

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を全面使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（半面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

4 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（4分の1面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

5 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに陸上競技場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

6 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとにアーチェリー場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
第1会議室	円 1,440	円 1,880	円 2,420	円 3,320	円 4,310	円 5,750
第2会議室	1,440	1,880	2,420	3,320	4,310	5,750
第1教養室	1,220	1,660	2,100	2,880	3,760	4,970
第2教養室	880	1,100	1,440	1,980	2,550	3,430
第1研修室	1,320	1,780	2,220	3,100	3,980	5,310
第2研修室	1,660	2,100	2,660	3,760	4,750	6,410
第3研修室	1,660	2,100	2,660	3,760	4,750	6,410
創作室	1,320	1,660	2,100	2,990	3,760	5,080
陶芸室	1,540	2,100	2,660	3,650	4,750	6,290
音楽室	1,660	2,220	2,760	3,870	4,970	6,630
調理実習室	1,980	2,550	3,200	4,530	5,750	7,730
子ども広場	1,440	1,880	2,420	3,320	4,310	5,750

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その

超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
入場料等を徴収しない場合		円 3,320	円 4,430	円 5,530	円 7,730	円 9,940	円 13,260
入場料等を徴 収する場合	興行として行うものでない場合	4,970	6,630	8,280	11,600	14,900	19,870
	興行として行うものである場合	9,940	13,260	16,570	23,190	29,820	39,750

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用	実費を基準として知事が定める額
		区分使用	
	アーチェリー場	貸切使用	
ふれあいホール	照明設備		円 780
	音響設備		1式1時間までごとに 550
	グランドピアノ		1式1時間までごとに 880

2 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日